

四日市市企業立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第18号

四日市市企業立地促進条例の一部を改正する条例

四日市市企業立地促進条例（平成12年四日市市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものをいう。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものをいう。<u>ただし、次に掲げるア又はイのいずれかに該当するものを除く。</u></p> <p><u>ア 発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上に相当する数又は額の株式又は出資が同一の大規模法人（資本金の額又は出資の総額が3億円を超える会社並びに常時使用する従業員の数が300人を超える会社及び個人をいう。イにおいて同じ。）の所有に属しているもの</u></p> <p><u>イ 発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上に相当する数又は</u></p>

額の株式又は出資が大規模法人の
所有に属しているもの

(7) 中堅企業者 産業競争力強化法
(平成25年法律第98号) 第2条
第24項に規定するものをいう。

(8) 大規模法人 中小企業者又は中堅
企業者のいずれにも該当しないもの
をいう。

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

2 前項第6号及び第7号の規定にかか
わらず、次に掲げるいずれかに該当す
る場合は、大規模法人とみなす。

(1) 発行済株式の総数又は出資の総額
の2分の1以上に相当する数又は額
の株式又は出資が同一の大規模法人
の所有に属しているもの

(2) 発行済株式の総数又は出資の総額
の3分の2以上に相当する数又は額
の株式又は出資が大規模法人の所有
に属しているもの

3 前項第6号の規定にかかわらず、次
に掲げるいずれかに該当する場合は、
中堅企業者とみなす。

(1) 発行済株式の総数又は出資の総額
の2分の1以上に相当する数又は額
の株式又は出資が同一の中堅企業者
の所有に属しているもの

(2) 発行済株式の総数又は出資の総額

の3分の2以上に相当する数又は額の株式又は出資が中堅企業者の所有に属しているもの

附 則

1 (略)

(条例の失効)

2 この条例は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に指定を受けた施設等に係る奨励措置については、この条例は、なおその効力を有する。

3 及び 4 (略)

附 則

1 (略)

(条例の失効)

2 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に指定を受けた施設等に係る奨励措置については、この条例は、なおその効力を有する。

3 及び 4 (略)

改正後

別表 (第3条関係)

施設等の類型	投下固定資産総額等
1 物品の製造事業その他規則に定める事業に係る施設等	新增設のための投下固定資産総額が、 <u>5億円 (中堅企業者にあたっては1億円、中小企業者等にあたっては2千万円)</u> 以上であり、かつ償却資産に係る投下額が5千万円 (<u>中堅企業者にあたっては3千万円、中小企業者等にあたっては2千万円</u>) 以上であること。
2 製造業のIoT、AI等を導入するスマート化事業に係る施設等	新增設のための投下固定資産総額が、 <u>2億円 (中堅企業者にあたっては1億円、中小企業者等にあたっては2千万円)</u> 以上であり、かつ償却資産に係る投下額が5千万円 (<u>中堅企業者にあたっては3千万円、中小企業者等にあたっては2千万円</u>) 以上であること。

<p>3 重点分野として規則で定める事業に係る施設等</p>	<p>新增設のための投下固定資産総額が、 2億円（<u>中堅企業者にあたっては1億円</u>、<u>中小企業者等にあつては2千万円</u>）以上であり、かつ償却資産に係る投下額が5千万円（<u>中堅企業者にあつては3千万円</u>、<u>中小企業者等にあつては2千万円</u>）以上であること。</p>
<p>4 ものづくりを支えるソフト事業で<u>中堅企業者及び中小企業者等</u>が実施するものうち規則で定めるものに該当する施設等</p>	<p>新增設のための投下固定資産総額が2千万円以上であること。</p>
<p>5 南小松工業団地及び鈴鹿山麓リサーチパーク新規進出企業</p>	<p>新增設のための投下固定資産総額が、2千万円以上であり、かつ償却資産に係る投下額が2千万円以上であること。</p>
<p>6 物流施設<u>及びデータセンター</u>を立地する事業に係る施設等</p>	<p>新增設のための投下固定資産総額が、5億円（<u>中堅企業者及び中小企業者等にあつては3億円</u>）以上であり、かつ償却資産に係る投下額が5千万円以上であること。</p>

改正前	
別表（第3条関係）	
施設等の類型	投下固定資産総額等
<p>1 物品の製造事業その他規則に定める事業に係る施設等</p>	<p>新增設のための投下固定資産総額が、5億円（<u>中小企業者等にあつては2千万円</u>）以上であり、かつ償却資産に係る投下額が5千万円（<u>中小企業者等にあつては2千万円</u>）以上であること。</p>
<p>2 製造業のIoT、AI等を導入するスマ</p>	<p>新增設のための投下固定資産総額が、</p>

ート化事業に係る施設等	2億円（中小企業者等にあつては2千万円）以上であり、かつ償却資産に係る投下額が5千万円（中小企業者等にあつては2千万円）以上であること。
3 重点分野として規則で定める事業に係る施設等	新增設のための投下固定資産総額が、2億円（中小企業者等にあつては2千万円）以上であり、かつ償却資産に係る投下額が5千万円（中小企業者等にあつては2千万円）以上であること。
4 ものづくりを支えるソフト事業で中小企業者等が実施するもののうち規則で定めるものに該当する施設等	新增設のための投下固定資産総額が2千万円以上であること。
5 <u>あがた栄工業団地、南小松工業団地及び鈴鹿山麓リサーチパーク新規進出企業</u>	新增設のための投下固定資産総額が、2千万円以上であり、かつ償却資産に係る投下額が2千万円以上であること。
6 物流施設を立地する事業に係る施設等	新增設のための投下固定資産総額が、5億円（中小企業者等にあつては3億円）以上であり、かつ償却資産に係る投下額が5千万円以上であること。 <u>ただし、償却資産に係る投下額は、機械及び装置、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品の合算額をいう。</u>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の四日市市企業立地促進条例の規定は、令和7年4月1日以後に第4条に規

定する指定の申請がなされた施設等に係る奨励措置から適用し、同日前に指定の申請がなされた施設等に係る奨励措置については、なお従前の例による。

(商工農水部工業振興課)